

## 第568回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料No.1	第57期広島地方最低賃金審議会委員名簿	P. 1
資料No.2	令和7年度広島県特定(産業別)最賃の改正決定に関する官報公示(写)	P. 2
資料No.3	令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況	
3-1	令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況(鉄鋼業)	P. 3
3-2	令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況(金属製品製造業)	P. 4
3-3	令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況(機械器具製造業)	P. 5
3-4	令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況(電気機械器具製造業)	P. 6
3-5	令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況(自動車製造業)	P. 7
3-6	令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況(船舶等製造業)	P. 8
3-7	令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況(各種商品小売)	P. 9
3-8	令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況(自動車小売業)	P. 10
資料No.4	令和8年度特定(産業別)最低賃金の改正申出に関する意向表明一覧	P. 11
資料No.5	令和8年度広島県特定(産業別)最賃の金額改正に関する意向表明(写)	
5-1	広島県鉄鋼業最低賃金	P. 12
5-2	広島県金属製品製造業最低賃金	P. 13
5-3	広島県機械器具製造業最低賃金	P. 14
5-4	広島県電子機械器具製造業最低賃金	P. 15
5-5	広島県自動車製造業最低賃金	P. 16
5-6	広島県船舶等製造業最低賃金	P. 17
5-7	広島県各種商品小売業最低賃金	P. 18
5-8	広島県自動車小売業最低賃金	P. 19
5-9	広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金	P. 20
資料No.6	令和8年度 適用使用者数及び適用労働者数	P. 21

## 第57期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局  
令和7年5月1日現在

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	中原 良子	弁護士
	三井 正信	安田女子大学 教授
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	角 直樹	電機連合広島地域協議会事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	藤村 直樹	自動車総連広島地方協議会 幹事
使用者代表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	木村 康宏	広島県経営者協会 専務理事
	蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事
	光村 暢純	ミツヤ工業株式会社 代表取締役社長

(50音順・第57期)

告示報告

特 報

最低賃金の改正決定に関する公示

長野労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金(平成20年長野労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月28日

長野労働局長 三浦栄一郎

第4号中「1時間1,043円」を「1時間1,105円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金(平成20年滋賀労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月28日

滋賀労働局長 多和田治彦

第4号中「1時間1,046円」を「1時間1,099円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年滋賀労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月28日

滋賀労働局長 多和田治彦

第4号中「1時間1,060円」を「1時間1,114円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成24年滋賀労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月28日

滋賀労働局長 多和田治彦

第4号中「1時間1,050円」を「1時間1,105円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成28年滋賀労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月28日

滋賀労働局長 多和田治彦

第4号中「1時間1,062円」を「1時間1,115円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、和歌山県鉄鋼業最低賃金(令和6年和歌山労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月28日

和歌山労働局長 中山 始

第4号中「1時間1,103円」を「1時間1,170円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月30日から効力を生ずる。

鳥根労働局最低賃金公示第6号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、鳥根県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年鳥根労働局最低賃金公示第2号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月28日

鳥根労働局長 岩見 浩史

1 適用する地域 鳥根県の区域  
2 適用する使用者 前号の地域内で自動車・同附属品製造業(自動車製造業(二輪自動車を含む))を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限り)を営む使用者  
3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。  
(1) 18歳未満又は65歳以上の者  
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの  
(3) 次に掲げる業務に主として従事する者  
イ 清掃、片付け又は整理の業務  
ロ 手作業による運搬の業務  
4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,094円  
5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

岡山労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金(平成20年岡山労働局最低賃金公示第8号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月28日

岡山労働局長 森實久美子

第4号中「1時間1,094円」を「1時間1,159円」に改める。

附 則

この決定は、令和8年1月1日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月28日

広島労働局長 宮原真太郎

第4号中「1時間1,114円」を「1時間1,179円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第6号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第5号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月28日

広島労働局長 宮原真太郎

第4号中「1時間1,045円」を「1時間1,110円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第7号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第6号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年11月28日

広島労働局長 宮原真太郎

第4号中「1時間1,048円」を「1時間1,105円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月31日から効力を生ずる。

## 令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況（鉄鋼業）

資料No.3-1

都道府県	令和7年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
北海道	1,075	鉄鋼業	1,100	1,165	65	5.9	協約	令和7年12月1日
青森	1,029	鉄鋼業	1,045	1,109	64	6.1	協約	令和7年12月21日
宮城	1,038	鉄鋼業	1,059	1,125	66	6.2	協約	令和7年12月15日
茨城	1,074	鉄鋼業	1,098	1,166	68	6.2	協約	令和8年3月1日
群馬	1,063	鉄鋼業	1,067	1,131	64	6.0	協約	令和8年1月1日
千葉	1,140	鉄鋼業	1,147	1,210	63	5.5	協約	令和7年12月25日
愛知	1,140	鉄鋼業	1,111	1,175	64	5.8	協約	令和7年12月16日
大阪	1,177	鉄鋼業	1,120	1,185	65	5.8	協約	令和7年12月1日
兵庫	1,116	鉄鋼業	1,116	1,180	64	5.7	協約	令和7年12月1日
和歌山	1,045	鉄鋼業	1,103	1,170	67	6.1	協約	令和7年12月30日
島根	1,033	鉄鋼業	1,092	1,163	71	6.5	公正	令和7年12月13日
岡山	1,047	鉄鋼業	1,102	1,166	64	5.8	協約	令和7年12月27日
広島	1,085	鉄鋼業	1,114	1,179	65	5.8	協約	令和7年12月31日
福岡	1,057	鉄鋼業	1,106	1,176	70	6.3	協約	令和7年12月10日
大分	1,035	鉄鋼業	1,106	1,176	70	6.3	協約	令和7年12月25日

# 令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況（金属製品製造業）

資料No.3-2

都道府県	令和7年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
広島	1,085	金属製品	1,052	-	-	-	公正	-

# 令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況（機械器具製造業）

資料No.3-3

都道府県	令和7年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
山形	1,032	機械器具	1,012	1,070	58	5.7	公正	令和7年12月23日
茨城	1,074	機械器具	1,055	1,105	50	4.7	協約	令和8年3月1日
栃木	1,068	機械器具	1,055	1,070	15	1.4	公正	令和7年12月31日
群馬	1,063	機械器具	1,056	1,120	64	6.1	公正	令和8年1月1日
滋賀	1,080	機械器具	1,060	1,114	54	5.1	公正	令和7年12月28日
兵庫	1,116	機械器具	1,087	1,150	63	5.8	協約	令和7年12月1日
島根	1,033	機械器具	1,068	1,134	66	6.2	公正	令和7年12月19日
岡山	1,047	機械器具	1,054	1,103	49	4.6	公正	令和8年1月17日
広島	1,085	機械器具	1,070	-	-	-	公正	-
徳島	1,046	機械器具	1,070	1,134	64	6.0	公正	令和8年1月1日
香川	1,036	機械器具	1,092	1,158	66	6.0	公正	令和7年12月15日
愛媛	1,033	機械器具	1,049	1,114	65	6.2	協約	令和7年12月25日

# 令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況（電気機械器具製造業）

資料No.3-4

都道府県	令和7年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
北海道	1,075	電気機械	1,049	1,116	67	6.4	協約	令和7年12月1日
青森	1,029	電気機械	968	1,045	77	8.0	公正	令和7年12月21日
岩手	1,031	電気機械	975	1,039	64	6.6	協約	令和8年1月15日
宮城	1,038	電気機械	1,012	1,077	65	6.4	公正	令和7年12月15日
秋田	1,031	電気機械	958	1,032	74	7.7	協約	令和8年3月31日
山形	1,032	電気機械	996	1,055	59	5.9	公正	令和7年12月23日
栃木	1,068	電気機械	1,056	1,105	49	4.6	協約	令和7年12月31日
群馬	1,063	電気機械	1,056	1,120	64	6.1	公正	令和8年1月1日
埼玉	1,141	電気機械	1,105	1,168	63	5.7	協約	令和7年12月1日
千葉	1,140	電気機械	1,105	1,169	64	5.8	協約	令和7年12月25日
石川	1,054	電気機械	1,008	1,064	56	5.6	協約	令和7年12月31日
山梨	1,052	電気機械	1,047	1,100	53	5.1	公正	令和8年2月15日
京都	1,122	電気機械	1,074	1,136	62	5.8	協約	令和8年1月24日
大阪	1,177	電気機械	1,127	1,197	70	6.2	協約	令和7年12月4日
兵庫	1,116	電気機械	1,053	1,117	64	6.1	協約	令和7年12月1日
島根	1,033	電気機械	987	1,058	71	7.2	公正	令和7年12月14日
岡山	1,047	電気機械	1,025	1,090	65	6.3	公正	令和8年1月4日
<b>広島</b>	<b>1,085</b>	<b>電気機械</b>	<b>1,045</b>	<b>1,110</b>	<b>65</b>	<b>6.2</b>	<b>公正</b>	<b>令和7年12月31日</b>
徳島	1,046	電気機械	1,038	1,105	67	6.5	公正	令和8年1月1日
香川	1,036	電気機械	1,030	1,090	60	5.8	公正	令和7年12月28日
愛媛	1,033	電気機械	1,038	1,107	69	6.6	協約	令和7年12月25日
福岡	1,057	電気機械	1,071	1,137	66	6.2	協約	令和7年12月10日
熊本	1,034	電気機械	996	1,063	67	6.7	協約	令和8年1月1日
大分	1,035	電気機械	996	1,066	70	7.0	公正	令和7年12月25日

## 令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況（自動車製造業）

資料No.3-5

都道府県	令和7年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
秋田	1,031	自動車製造	1,020	1,060	40	3.9	協約	令和8年3月31日
山形	1,032	自動車製造	1,012	1,070	58	5.7	公正	令和7年12月23日
栃木	1,068	自動車製造	1,064	1,114	50	4.7	協約	令和7年12月31日
山梨	1,052	自動車製造	1,029	1,089	60	5.8	協約	令和8年3月1日
岐阜	1,065	自動車製造	1,057	1,117	60	5.7	協約	令和7年12月21日
滋賀	1,080	自動車製造	1,062	1,115	53	5.0	公正	令和7年12月28日
大阪	1,177	自動車製造	1,119	1,194	75	6.7	協約	令和7年12月1日
島根	1,033	自動車製造	1,028	1,094	66	6.4	公正	令和7年12月28日
岡山	1,047	自動車製造	1,039	1,083	44	4.2	公正	令和8年1月21日
広島	1,085	自動車製造	1,048	1,105	57	5.4	協約	令和7年12月31日

## 令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況（船舶等製造業）

資料No.3-6

都道府県	令和7年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
岡山	1,047	船舶等製造	1,094	1,159	65	5.9	協約	令和8年1月1日
広島	1,085	船舶等製造	1,080	-	-	-	公正	-
香川	1,036	船舶等製造	1,093	1,159	66	6.0	公正	令和7年12月28日
愛媛	1,033	船舶等製造	1,070	1,136	66	6.2	公正	令和7年12月25日

# 令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況（各種商品小売業）

資料No.3-7

都道府県	令和7年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
広島	1,085	商品小売	903	-	—	—	協約	-

## 令和7年度特定最低賃金の審議・決定状況（自動車販売業）

資料No.3-8

都道府県	令和7年度 地域別最低賃金額 (円)	業 種	改定前金額 (円)	改定後金額 (円)	引上額 (円)	アップ率 (%)	申出方法	発 効 日
岩手	1,031	自動車小売	1,004	1,068	64	6.4	公正	令和8年1月15日
宮城	1,038	自動車小売	1,036	1,101	65	6.3	公正	令和7年12月15日
秋田	1,031	自動車小売	980	1,032	52	5.3	協約	令和8年3月31日
福島	1,033	自動車小売	1,020	1,098	78	7.6	協約	令和8年1月8日
埼玉	1,141	自動車小売	1,089	1,152	63	5.8	公正	令和7年12月1日
新潟	1,050	自動車小売	1,015	1,053	38	3.7	協約	令和7年12月14日
島根	1,033	自動車小売	1,000	1,069	69	6.9	協約	令和7年11月26日
<b>広島</b>	<b>1,085</b>	<b>自動車小売</b>	<b>1,038</b>	-	-	-	<b>公正</b>	-
福岡	1,057	自動車小売	1,066	1,131	65	6.1	協約	令和7年12月10日
大分	1,035	自動車小売	991	1,061	70	7.1	公正	令和7年12月25日
鹿児島	1,026	自動車小売	986	1,048	62	6.3	協約	令和7年12月28日

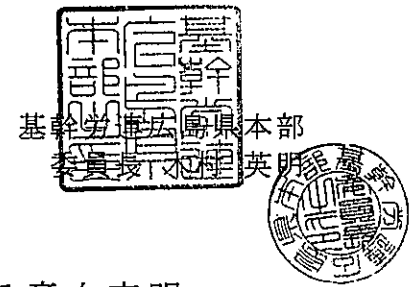
## 令和8年度特定（産業別）最低賃金の改正申出に関する意向表明一覧

整理番号	特定最低賃金件名	意向表明者	受理月日	改正等の区分	備考
1	広島県製鉄業、鋼材、 銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製 造業、その他の鉄鋼業 最低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 木村 英明	3月3日	改正	協約
2	広島県建設用・建築用 金属製品、その他の金 属製品製造業最低賃金	JAM山陽 広島県連絡会 会長 藪本 敬士	3月3日	改正	公正
3	広島県はん用機械器 具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 木村 英明	3月3日	改正	公正
4	広島県電子部品・デバ イス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機 械器具製造業最低賃金	電機連合広島地域協議会 事務局長 角 直樹	3月3日	改正	協約
5	広島県自動車・同附属 品製造業最低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 広島地方協議会 議長 藤村 直樹	3月3日	改正	協約
6	広島県船舶製造・修理 業、船用機関製造業最 低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 木村 英明	3月3日	改正	公正
7	広島県各種商品小売業 最低賃金	UAゼンセン広島県支部 支部長 吉原 しのぶ	3月3日	改正	協約
8	広島県自動車小売業最 低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 広島地方協議会 販売部門連絡会 委員長 黒瀬 正裕	3月3日	改正	公正
9	広島県各種商品、各種 食料品小売業最低賃金	UAゼンセン広島県支部 支部長 吉原 しのぶ	3月3日	新設	公正

2026年 2月 17日

広島労働局長

宮原 真太郎 様



## 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

### 記

#### 1. 申し出者

所在地 〒733-8553  
 広島県広島市西区観音新町四丁目6番22号  
 組織名 基幹労連広島県本部  
 代表者 委員長 木村 英明

#### 2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金

#### 3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

#### 4. 申し出の時期

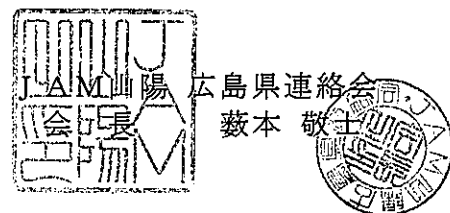
2026年6月末

以上



2026年 2月 17日

広島労働局長  
宮原 真太郎 様



### 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

#### 記

1. 申し出者

所在地 〒732 - 0817  
 広島市南区比治山町 2-5 住宅生協比治山ビル 3 F  
 組織名 J A M山陽 広島県連絡会  
 代表者 会長 薮本 敬士

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金

3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

4. 申し出の時期

2026年6月末

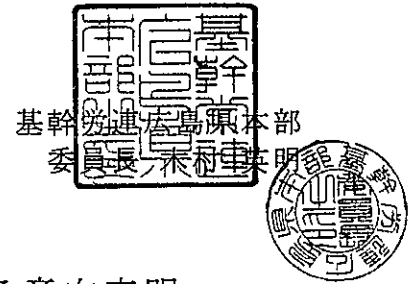
以上



2026年 2月 17日

広島労働局長

宮原 真太郎 様



### 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

#### 記

##### 1. 申し出者

所在地 〒733-8553  
 広島県広島市西区観音新町四丁目6番22号

組織名 基幹労連広島県本部

代表者 委員長 木村 英明

##### 2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

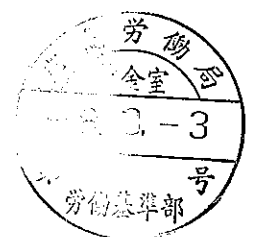
##### 3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

##### 4. 申し出の時期

2026年6月末

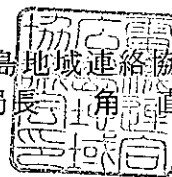
以上



2026年 2月 26日

広島労働局長

宮原 真太郎 様

電機連合広島地域連絡協議会  
事務局長 角 直樹

## 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

### 記

#### 1. 申し出者

所在地 〒721 - 8588  
福山市南蔵王町4丁目5-18  
組織名 電機連合広島地域連絡協議会  
代表者 事務局長 角 直樹

#### 2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

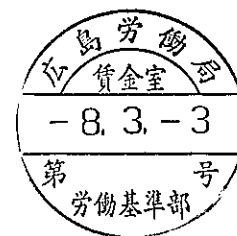
#### 3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

#### 4. 申し出の時期

2026年6月末

以上



2026年3月3日

広島労働局長  
宮原 真太郎 様

全日本自動車産業労働組合  
総連合会 広島地方協議会  
議長 藤村 直樹

## 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

### 記

#### 1. 申し出者

所在地 〒734 - 0064  
広島市南区小磯町1番1号  
組織名 全日本自動車産業労働組合総連合会  
広島地方協議会  
代表者 議長 藤村 直樹

#### 2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金

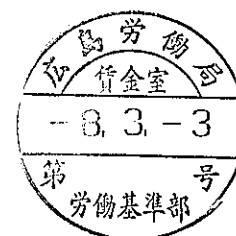
#### 3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

#### 4. 申し出の時期

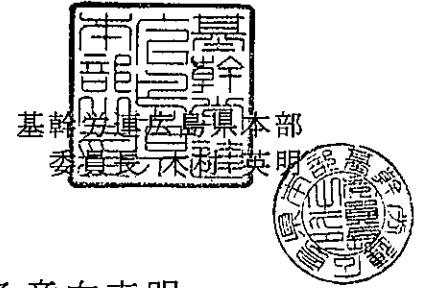
2026年6月末

以上



2026年 2月 17日

広島労働局長  
宮原 真太郎 様



### 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

### 記

#### 1. 申し出者

所在地 〒733-8553  
 広島県広島市西区観音新町四丁目6番22号  
 組織名 基幹労連広島県本部  
 代表者 委員長 木村 英明

#### 2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

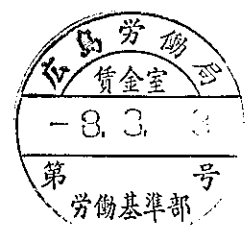
#### 3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

#### 4. 申し出の時期

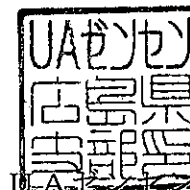
2026年6月末

以上



2026年2月7日

広島労働局長  
宮原 真太郎 様



U A ゼンセン 広島県支部  
支部長 吉原 しのぶ



### 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県各種商品小売業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

#### 記

1. 申し出者

所在地 〒732-0825  
広島市南区金屋町 1-17 ワークピア広島 2 F  
組織名 U A ゼンセン広島県支部  
代表者 支部長 吉原 しのぶ

2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県各種商品小売業最低賃金

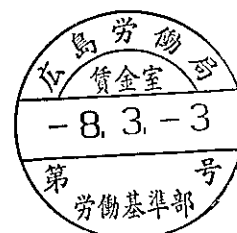
3. 申し出の理由

当該産業における事業の労使協定に基づき

4. 申し出の時期

2026年6月末

以上



2026年3月3日

広島労働局長  
宮原 真太郎 様

全日本自動車産業労働組合総連合会  
広島地方協議会販売部門連絡会  
委員長 黒瀬 正裕

## 特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県自動車小売業最低賃金の改正に関する申し出について、下記のとおり意向を表明する。

### 記

#### 1. 申し出者

所在地 〒734 - 0064  
広島市南区小磯町1 - 1  
組織名 全日本自動車産業労働組合総連合会  
広島地方協議会販売部門連絡会  
代表者 委員長 黒瀬 正裕

#### 2. 特定（産業別）最低賃金改正の件名

広島県自動車小売業最低賃金

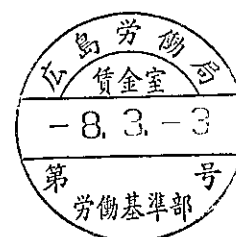
#### 3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

#### 4. 申し出の時期

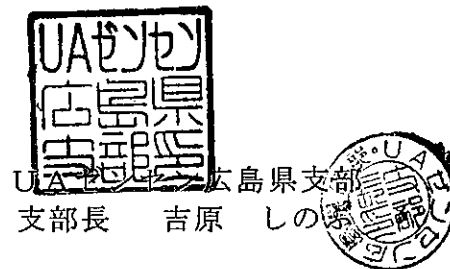
2026年6月末

以上



2026年2月7日

広島労働局長  
宮原 真太郎 様



### 特定（産業別）最低賃金の新設決定に関する意向表明

最低賃金法第15条の規定による、広島県各種商品、各種食料品小売業を特定（産業別）最低賃金として、新設（決定）するため、下記のとおり意向表明する。

#### 記

##### 1. 申し出者

所在地 〒732-0825  
 広島市南区金屋町1-17 ワークピア広島2F  
 組織名 U A ゼンセン広島県支部  
 代表者 支部長 吉原 しのぶ

##### 2. 特定（産業別）最低賃金の新設決定を申し出する業種

広島県各種商品、各種食料品小売業 最低賃金

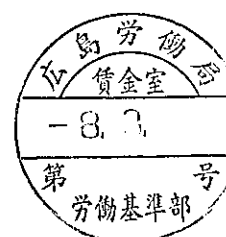
##### 3. 申し出の理由

当該産業における事業の公正競争確保のため

##### 4. 申し出の時期

2026年6月末

以上



## 令和 8 年度 適用使用者数及び適用労働者数

(令和 3 年経済センサス等による)

## 1 製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（令和 6 年 4 月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理、補助的活動を行う事業所	1	2
E2211 高炉による製鉄業	1	4,069
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	7	567
E225 鉄素形材（鋳鉄鋳物）製造業	39	1,106
E229 その他の鉄鋼業	130	2,672
計	178	8,416

## 2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（令和 6 年 4 月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理、補助的活動を行う事業所	8	31
E244 建設用・建築用金属製品製造業	596	5,828
E249 その他の金属製品製造業	60	1,447
計	664	7,306

## 3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（令和 6 年 4 月改定）	使用者数	労働者数
E 25 はん用機械器具製造業	381	8,443
E 26 生産用機械器具製造業	869	19,153
E 27 業務用機械器具製造業	22	1,361
計	1,272	28,957

## 4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（令和 6 年 4 月改定）	使用者数	労働者数
E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	63	5,794
E 29 電気機械器具製造業	271	6,837
E 30 情報通信機械器具製造業	13	1,272
計	347	13,903

## 5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E310 管理、補助的活動を行う事業所	5	366
E311 自動車・同附属品製造業	290	29,215
計	295	29,581

## 6 船舶製造・修理業、船用機関製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E310 管理、補助的活動を行う事業所	9	106
E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	489	8,830
計	498	8,936

## 7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I560 管理、補助的活動を行う事業所	4	632
I561 百貨店、総合スーパー	18	2,919
I569 その他の各種商品小売業	51	702
計	73	4,253

## 8 自動車小売業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
I590 管理、補助的活動を行う事業所	14	497
I591 自動車小売業	1,709	11,126
計	1,723	11,623

## 9 各種商品、各種食料品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I560 管理、補助的活動を行う事業所	1	518
I561 百貨店、総合スーパー	18	2,919
I580 管理、補助的活動を行う事業所	4	938
I581 各種食料品小売業	513	23,080
I600 管理、補助的活動を行う事業所	6	227
I6031 ドラッグストア	358	4,491
I6091 ホームセンター	155	2,993
計	1,055	35,166